

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

|   |  |
|---|--|
| <p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の参加者の資格等</li> </ul> <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営土地改良事業計画の決定</li> <li>・県営土地改良事業計画変更の決定</li> <li>・換地計画の決定</li> <li>・一般競争入札の実施</li> </ul> <p>◎ 交通局公告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の参加者の資格等</li> <li>・一般競争入札の実施</li> </ul> | <p>所管課(室)名</p> <p>物 品 管 理 室</p><br><p>農 村 整 備 課</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>物 品 管 理 室</p><br><p>総 務 課</p> <p>//</p> |
|---|--|

## 告 示

### 長崎県告示第79号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和8年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達する物品の種類  
 調達する物品の種類は、次のとおりとする。  
 8入札第2号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】  
 予定数量 780,000リットル
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
  - (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
  - (1) 申請の時期

この告示の日から令和8年3月5日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎

県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

---

## 公 告

---

### 県営土地改良事業計画の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)壱岐2期地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)  
土地改良事業計画書 壱岐2期地区

2 縦覧期間

令和8年2月10日から令和8年3月2日まで

3 縦覧場所

壱岐市役所 郷ノ浦庁舎、勝本庁舎、芦辺庁舎、石田庁舎 各窓口

### 県営土地改良事業計画変更の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき、宮田地区県営水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型)事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画変更については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業  
(畑地帯総合整備中山間地域型) 土地改良事業変更計画書  
(宮田地区)
- 2 縦覧期間  
令和8年2月10日から令和8年3月2日まで
- 3 縦覧場所  
平 日：雲仙市役所 農林水産部 農漁村整備課  
土日祝日：雲仙市役所 当直室

### 換地計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）小迎地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）小迎地区換地計画書
- 2 縦覧期間  
令和8年2月10日から令和8年3月2日まで
- 3 縦覧場所  
平 日：西海市役所西海ブランド振興部農林緑推進課  
土日祝日：西海市役所本庁 宿直室

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量  
8入札第2号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】  
予定数量 780,000リットル
  - (2) 購入物品の特質等  
仕様書のとおり
  - (3) 納入期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日
  - (4) 納入場所及び条件  
長崎県漁業取締船（5隻）  
（積込港）（1回の最大給油量）  
新長崎漁港 41,000リットル  
長崎港 10,000リットル

佐世保港 10,000リットル  
条件の詳細については仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第2位までとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

(6) 契約方法

電子契約又は書面契約（選択方式）

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室  
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
（電話）095-895-2884  
（提出期限）令和8年3月5日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
（名称）長崎県出納局物品管理室  
（電話）095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室  
（提出期限）令和8年3月24日 17時00分

8 船舶燃料供給にかかる確約書及び品質保証書の提出場所及び提出期限（この入札に参加する者は必ず提出すること）

（提出場所）長崎県出納局物品管理室  
（提出期限）令和8年3月12日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

## 10 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和8年3月25日 10時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和8年3月24日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

## 11 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

免除する。

## (2) 契約保証金

契約金額(契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をいう。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

## 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(12)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(17)から(21)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時まで不到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 船舶燃料供給にかかる確約書を提出していない者が入札をしたとき。

(11) 船舶燃料供給にかかる確約が承認されなかった者が入札をしたとき。

(12) 品質保証書(添付書類を含む。)を提出していない者が入札をしたとき。

(13) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(14) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき。(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)

(15) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(16) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。

- (17) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
  - (18) 代理人が入札したとき。
  - (19) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
  - (20) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
  - (21) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
  - (22) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
  - (23) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
  - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
  - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
  - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
  - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Tax-exempt Light Oil, 780,000 litter
  - (2) Delivery period:  
From April 1, 2026 to March 31, 2027
  - (3) Delivery place:  
New Nagasaki Fishing Port, Nagasaki Port and Sasebo Port
  - (4) Time-limit for tender by registered mail:  
5:00 p.m. March 24, 2026
  - (5) Date and time for the opening of tenders:  
10:00 a.m. March 25, 2026
  - (6) Point of Contact:  
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan  
TEL. 095-895-2881

---

## 交 通 局 公 告

---

### 一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和8年2月10日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 調達する物品の名称及び予定数量  
軽油 1,124キロリットル
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
  - (6) 当該軽油を確実に納入できない者
  - (7) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
  - (8) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
  - (1) 2の(1)から(8)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
  - (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項の力のみを審査する。
  - (3) 審査事項  
審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。  
ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額  
イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数  
ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数  
エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況  
オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率  
    (ア) 売上高当期利益率  
    (イ) 固定長期適合率  
    (ウ) 流動比率  
カ 当該軽油を確実に納入しうることを（供給証明書及び様式第4号から様式第6号まで）。
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
  - (1) 申請の時期  
この告示の日から令和8年3月17日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
  - (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
  - (3) 申請書の提出方法  
ア 申請者のうち、県資格を取得している者  
申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。  
    (ア) 誓約書  
    (イ) 委任状  
    (ウ) 印鑑届（様式第3号）  
    (エ) 当該軽油を確実に納入しうることを証明（供給証明書及び様式第4号から様式第6号まで）

- (オ) 県からの資格審査結果通知書の写し
- イ 申請者のうち、県資格を取得していない者  
申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- (ア) 誓約書  
(イ) 財務関係明細書  
(ウ) 営業概要書  
(エ) 委任状  
(オ) 法人にあっては登記簿謄本  
(カ) 個人にあっては次のa及びb  
a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書  
b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書  
(キ) 県税に関し未納がないことを証する証明書  
(ク) 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書  
(ケ) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し  
(コ) 印鑑届（様式第3号）  
(サ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第6号まで）  
(シ) 直近の決算書の写し
- (4) 申請書等の作成に用いる言語  
ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。  
イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1  
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）  
（電話）095-822-5141
- 5 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第7号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間  
この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格の取消等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(8)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知  
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和8年2月10日

長崎県交通局長 太田 彰幸

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量  
軽油 1,124キロリットル
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による

## (3) 納入期間

令和8年4月1日から令和8年6月30日まで

## (4) 納入場所

- ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）
- イ 東長崎営業所（長崎市平間町411-1）
- ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）
- エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）
- オ 大村営業所（大村市松山町489-13）

## (5) 一連の調達契約に関する事項

- ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期  
軽油 1,376キロリットル 令和8年6月頃
- イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付  
令和8年2月10日

## (6) 入札の方法

入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 軽油調達に関する令和8年2月10日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和8年2月10日付け長崎県公報第11489号掲載）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
- （電話）095-822-5141
- （提出期限）令和8年3月17日

## 4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
- (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
- （電話）095-822-5141

- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付方法  
(期間) 令和8年2月10日から令和8年3月17日(県の休日を除く。)  
(場所) 5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限等  
(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)  
(受領期限) 令和8年3月24日 午後5時00分  
(提出方法) 直接又は郵送(郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。
- 10 入札の場所及び日時等  
(場所) 長崎県交通局本局3階 第2研修室  
(日時) 令和8年3月25日 午前10時00分  
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。
    - ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
    - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
  - (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。
    - ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
    - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効  
次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。
  - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。

- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
  - (6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
  - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
  - (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
  - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
  - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
  - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
  - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
  - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
  - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
  - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (3) 調達手続の停止等  
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
  - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
light oil 1,124KL
  - (2) Delivery period  
From April 1st, 2026, to June 30, 2026
  - (3) Delivery place
    - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
    - b) Higasinagasaki Office Nagasaki City, Hirama-machi, 411-1
    - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
    - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
    - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
  - (4) Time-limit for tender  
No later than 17:00 March 24, 2026
  - (5) Date and time for the opening of tender:  
10:00 March 25, 2026
  - (6) Contact point for the notice

The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau  
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1  
Tel 095-822-5141

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二一  
四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト